

介護ネットみやぎ速報

(第 14 号 2009. 9. 11)

発行者 NPO法人 介護ネットみやぎ

責任者 入間田 範子



022-276-5202

022-276-5205

要介護認定等の見直しの修正等に関する要望書を厚生労働大臣に提出しました

9月10日(木)、介護ネットみやぎは、今年4月に変更された「要介護認定」での判定は、今までのサービスが後退する判定が相次ぎ、利用者、事業者、自治体での混乱を招き、厚生労働省は急遽「経過措置」で急場を凌ぎ、認定基準の見直しを行なったことは周知のことと思います。

介護ネットみやぎでは、厚生労働省に対しこの間の混乱に対する反省と今後の介護認定に関し、利用者のそれぞれの実態に見合った介護を受けられる認定基準にするために要望書を提出しました。

今回の要望書は、現厚生労働大臣の舛添要一氏宛に対し、これまでの介護行政の進め方への猛省を促すとともに、次期政権に要望の真意を正しく引き継ぐことを求め、提出するものです。併せて、次期政権の厚生労働大臣が決まり次第、同様の要望書を提出する予定です。

<要望書全文>

2009年9月10日

厚生労働大臣

舛添 要一 様

「要介護認定等の見直し」の修正等に対する要望書

NPO法人

介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ

理事長

樋口 晟子

2009年4月1日から要介護認定が見直されました。要介護認定の見直しの理由として、基礎データの更新、事務負担の軽減、地域差の是正があげられており、「認定調査」「一次判定」「二次判定」全体にわたって見直されました。

しかし貴省の見直しの内容が明らかになるにつれ、各方面から認定結果がその人の実情と乖離したものになるのではと危惧の声があがり、「改善を求める意見書」提出や「新方式への移行の凍結を求める要望書」の提出などが相次ぎ、マスコミや国会においても大きくとりあげられました。

貴省は2009年3月24日「本年4月からの要介護認定の見直し」をおこない、一部選択肢の文言

を変えましたが、問題の解決につながるとはいいい難いものでした。続いて4月13日『第1回要介護認定の見直しに係る検証・検討会』を開催し、見直しの影響について検証を行なうこととしました。また経過措置として、新たな要介護度認定で要介護度が軽くなっても、利用者の申請があれば現在の要介護度に基づいて検証期間中引き続き同じ介護サービスが受けられるようにすることとしました。

貴省は4月からの見直しの影響を調べるために1,489自治体の4月、5月の「要介護認定状況の調査」を行い様々な比較を行ないました。この比較において2009年4月5月の判定は、2008年4月5月の判定より「非該当」が増え、「前回より軽度に判定された」も増えています。特に「更新申請者における一次判定結果の前回二次判定結果との比較」によると「前回より軽度に判定された」が34.5%と3分の1を超えています。

貴省は、これらの結果を受けて「自治体間のバラツキが大きくなった項目や、質問・要望等が多く寄せられた項目・認定調査の上でそれらの項目と同様の考え方をとる項目を中心にして、理解しやすく、現実的なものを目指し、自治体に多大な負担がかからないよう配慮しつつ、調査項目に係る定義の修正を行なうこと」と7月28日『第3回要介護認定の見直しに係る検証・検討会』に示し10月から実施することともに了承されました。「定義の修正」をしたシミュレーション結果が2008年4月5月判定結果の数字と近くなったから定義の修正でよしとしたように思われます。

10月1日から実施する「調査項目に係る定義の修正」（認定調査項目ごとの判定基準の変更）のみで、4月1日からの要介護認定見直しの問題点を解決することはできません。介護ネットみやぎでは、以下の点が問題だと考えています。

1 調査項目変更の問題点

調査項目82項目のうち14項目が除外され、6項目追加されました。当初は23項目削除された14項目のうち10項目は主治医意見書で代替できるとしています。そしてこの10項目のうち認知症関連が5項目で、この10項目について医師が実態に即して意見書を記載するかどうかの問題です。

2 認定調査項目ごと判定基準の問題点

認定調査項目ごとの判定基準が変わり、「軽度」に認定される可能性が大きくなりました。

3 一次判定（判定ソフト）の問題

「要介護認定基準時間」が短くなりました。専門家が新一次判定でシミュレーションした結果では「全部できない・全介助」で「精神・行動障害」では95.7分の要介護4、「経管栄養」9.1分足しても104.8分でまだ要介護4。「褥瘡発症して褥瘡の処置」4.0分足しても108.8分で、まだ要介護4という結果がでています。

4 二次判定（認定審査会）の問題

一次判定結果の変更の根拠は、「特記事項」「主治医の意見書」に記載された「介護の手間」の特記事項のみとされます。一次判定を二次判定で変更することが困難なしくみに変更されました。

介護ネットみやぎが実施したケアマネジャーへのアンケートによると、調査項目以外の要介護者の状況把握の必要性、認定審査会の重要性について多くの意見が寄せられ、必要な人が必要な介護を受けられる制度にすることを求めています。「調査項目に係る定義の修正」だけでは要介護認定の問題点は解決しません。要介護者が必要な介護サービスを受けられる介護認定にするために以下のことを要望しま

す。

記

- 1 要介護認定の見直しは「要介護認定調査検討会」において検討されましたが、この会で検討したことは、調査項目の選定、樹形図の作成方針、要介護1相当の振り分け方針などで、調査項目に係る定義については、現場の意見も検討委員の意見も聞いておりません。今後、要介護認定の見直しを行なう場合には、調査項目に係る定義についても現場の意見を反映させること。
 - 2 経過措置解除後の一定期間が経過したところで、定義の修正を行なった要介護認定の状況について、第三者による検証を行なうこと。
 - 3 調査項目に係る定義の修正だけでなく、認定調査、一次判定、二次判定で構成される認定システム全体に対する総合的な検証と見直しを早期に行うこと。
-